

2020年度 早稲田大学大学院法務研究科
法学既修者試験 論述試験
憲 法
(出題の趣旨)

【出題の趣旨】

2019 年初めに世情を賑わした事件を題材にした架空事例を通じて、基本判例の理解と、事案の分析・処理能力を問うている。

X側は、Yによる本人の同意のない個人情報の公開はプライバシーの権利（憲法 13 条）の侵害にあたりと主張するのが一般的であろう。過去に自己破産したという情報は、官報により公告されているとはいえ、前科照会事件最高裁判決（最判昭和 56・4・14 民集 35 卷 3 号 620 頁）に照らし、プライバシー固有情報として秘匿性の高いものであり、みだりに公表されない法的利益が認められよう。加えて、ノンフィクション『逆転』事件最高裁判決（最判平成 6・2・8 民集 48 卷 2 号 149 頁）をふまえるならば、その後に形成した新しい社会生活の平穩を害されない利益も認められると考えられる。

Y側からは、破産者情報は一般に公表されている情報であって秘匿性は低いこと、サイトの運営は表現行為に他ならず、憲法 21 条で手厚く保障されること、とりわけ個人の信用にかかわる公共情報であり、国民の知る権利に資する公益目的の活動であるといった反論があり得る。

権利侵害の有無は、判例の判断枠組みにしたがえば、利益衡量によって決せられる。本件では、官報による公告は、本来、債権者に対する告知が目的であり、不特定多数への情報公開とは質的に異なること、また 10 年前の個人の自己破産情報にどれほどの公共性があるのか、むしろウェブサイトというより公開性の高い媒体に掲載し続けることは、被掲載者の私生活上の利益に対する強度の侵害にあたるのではないかと、といった点あたりが判断の決め手となろう。そのうえで、いわゆる「忘れられる権利」をめぐる最高裁決定（最決平成 29・1・31 民集 71 卷 1 号 63 頁）により、「公表されない法的利益が優越することが明らかな場合」には、削除請求も認められることになる。

なお、名誉権（憲法 13 条）の侵害として捉えることも可能ではある。既に公表された個人情報であっても、サイトの設置により、新たに、より広範に情報を広めることで、社会的評価をより低下させると考えられるからである。ただ本件では、破産者情報の非公開に重点があるとみれば、名誉権に基づく主張は二次的なものにとどまる。

学習にあたっては、日頃から基本判例を適切に理解し、応用可能な形で整理・習得しておくこと、加えて事例問題を通じて、丁寧に事案を分析する姿勢を身に着けることが肝要である。

以 上